

察された TFR に、テンポのみの変動（カンタムの変動の寄与を除去し、テンポ変動を累積したもの、図 7 の Tempo 累積）による期間出生率と、カンタムのみの変動（テンポの変動の寄与を除去し、カンタムの減少による出生率の低下を累積したもの、図 7 の Quantum 累積）による期間出生率を図示した。方法の詳細は本稿末の補論を参照されたい。

図 7 シンガポールにおける期間出生率のカンタム変動とテンポ変動：1987 年～2008 年

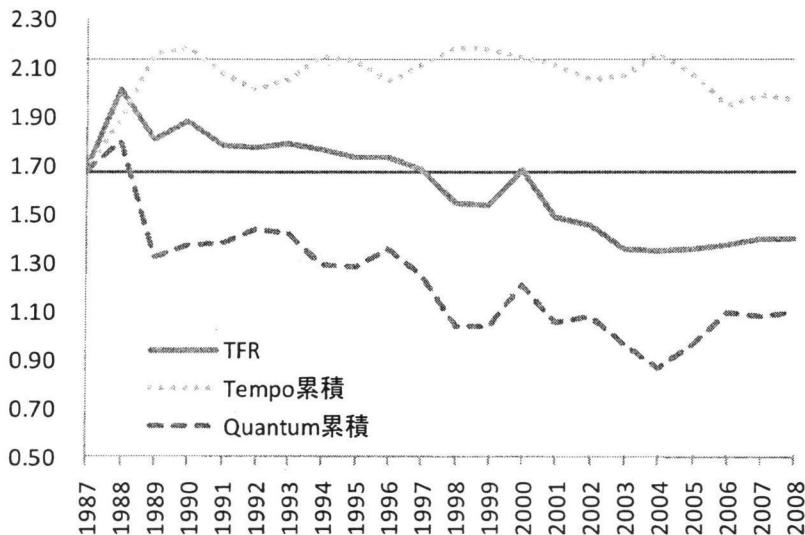


図 7 の Tempo 累積はカンタムの減少がなかったとした場合に（1987 年の期間出生率の水準を所与として）各 t 時点における期間出生率の水準とその変動を示すものと解釈することができる。逆に、図 7 の Quantum 累積は（出生タイミングの遅れの鈍化が起こらなかつた場合に）カンタムの変動のみで実現された期間出生率の水準とその変動を示すものと解釈することができる。

1989 年以後、Tempo 累積は観察された合計出生率より高い水準にあり、逆に Quantum 累積は合計出生率より低い水準にある。したがって、1987 年から各年次までの効果を累積した累積テンポ効果は合計出生率を引き上げる影響（出生タイミングの遅れが鈍化していた影響）があったのに対して、累積カンタム効果は合計出生率を引き下げる影響を及ぼしたと考えることができる。

また、Tempo 累積は 1989 年以後 2004 年頃まで 2.01～2.2 の間で推移しており、カンタムの減少がなかったとしたら、期間出生率はおおむね人口置換水準であったことがわかる。一方、Quantum 累積は 1988 年に約 27% の低下、1998 年に約 17% 減、2000 年に約 17% 増、2001 年に焼く 13% 減など、2004 年までテンポ修正をしない（観察された）合計出生率とほぼ同様の変動をたどったこともわかる。

実際、1988 年から 1989 年や 1999 年から 2000 年などの、合計出生率に大きな変化があ

った期間について合計出生率の変化に及ぼすテンポ効果の寄与とカンタム効果の寄与を分解してみると（表2）、1988年から1989年については、1988年の合計出生率についてカンタム効果が-23.7%であるのに対して、テンポ効果は+13.5%である。また、1999年から2000年については、1999年の合計出生率についてテンポ効果が-2.3%であるのに対して、カンタム効果が+11.5%である。合計出生率に大きな変動があった期間では、出生順位に関わらずカンタム効果の一定方向への寄与が大きく、テンポ効果は相対的に小さな逆方向の動きをしていることがわかる。

1987年に対する2004年までの総変化をみると、合計出生率は1987年の1.671に対して2004年は1.384、2004年のTempo累積は2.156、Quantum累積は0.864である。出生タイミングの遅れの鈍化は1987年から2004年までに約29% $(=(2.156-1.671)/1.671)$ 合計出生率を増加させており、カンタムの変化は逆に約48% $(=(0.864-1.671)/1.671)$ 低下させている。これらの2004年の出生率に対する相対的大きさとしては、1987年から2004年まで仮にカンタムの減少がなかったとしたら2004年の出生率は約60% $(=(2.156-1.348)/1.348)$ 増加していたはずであり、仮にテンポの遅れの鈍化がなかったとしたら約36% $(=(0.864-1.348)/1.348)$ 減少していたことになる。

このように1987年から2004年までについては、Quantum累積が観察された合計出生率とほぼ同様の変動をたどりTempo累積についてはほぼ人口置換水準にあった。これに対して、2004年以後の変化については、Quantum累積が上昇するのを相殺するようなTempo累積の減少があり、結果として期間出生率は一定か、わずかに増加しており、傾向が異なる。出生力変動の傾向の変化を判断するには観察可能な期間が十分とはいえないが、2004年8月以後に公表・導入された政策等、2005年以後の出生行動に影響を及ぼす要因に変化があった可能性が示唆される。

4. まとめー少子化対策への含意

本稿では、戦後シンガポールにおける出生関連政策の変遷と出生力の変動について、政策変更が行われたタイミングを参考に4つの期間にわけて概観した。

第1の期間は、合計出生率が6.5を超える高い水準にあった戦後から1975年に2.08という人口置換水準を達成した、シンガポールにおける出生力転換の期間である。そこでは、民間団体である家族計画協会に続き、政府のシンガポール家族計画・人口評議会が家族計画の啓蒙活動を行い、特にマレー系やインド系の出生力を大きく低下させることに成功したことをみた。

第2の期間は1983年以後の社会階層の高い（高学歴・高所得階層の）女性の出産を優遇するような優生政策を導入した期間であり、第3の期間はそれまで継続されてきた出生抑制政策を段階的に撤廃し、出生奨励政策を部分的に導入した1987年以後の期間であった。この期間では、寅年や辰年にあたる1986年や1988年、1998年、2000年に、特に中国系

の合計出生率に大きな変化がみられることを指摘した。また、辰年は中国系の出生行動にしか影響を及ぼさないはずであるにも関わらず、1987年から1988年にかけてマレー系とインド系の出生率も上昇し、さらに、マレー系の合計出生率は1990年まで、インド系では1989年まで増加し続けていることから、たとえば、1987年3月に公表された政策変更等、中国系人口の出生行動に対する辰年の影響だけではなく、このような期間変動を招く別の要因があった（政策の転換が期間出生力の低下の速度をゆるめる下支えとして機能した等）可能性を指摘した。

第4の期間は、それまでの子どもの数に着目した政策スローガン（目標・理念）を転換し、子どもを産み育てるためのカップルを支援する包括的な出生促進政策が導入された2004年以後の期間である。この期間の出生力変動の傾向の変化を判断するには観察可能な期間が十分とは言えないが、それ以前は出生タイミングの変化が合計出生率を引き上げ、テンポによらない出生率の変動が観察される合計出生率を引き下げていたのに対して、2004年から2005年以後の期間ではテンポによらない出生率の変動が期間出生力指標を引き上げるような影響を及ぼしている可能性を指摘した。2004年8月以後に公表・導入された政策等、2005年以後の出生行動に影響を及ぼす要因に変化があった可能性が示唆される。

このようにシンガポールにおける戦後の出生率の変動を政策変更のタイミングと照らしてみると、まず、出生力転換期は、家族計画プログラムが大きな影響を及ぼしていたことが指摘できる。しかしながら、1987年以後の出生抑制政策の段階的撤廃から出生促進政策への転換、さらに積極的な出生促進政策の導入期には、一部には政策的対応が期間出生力低下の速度を緩やかにする下支えの役割を果たした可能性も示唆されたが、データの制約から明瞭な政策効果を測定することは困難であった。

ただし、日本にはない制度の仕組みは、検討に値するであろう。たとえばベビーボーナス制度は、育成口座(Child Development Account)を通じて現金の支給が行われることで、給付金の使途を政府が認可した施設等に限定している（詳細は付表1を参照）。サービスではなく、現金を支給するとその使途に選択の自由が生ずるため、一般に理論上の経済厚生は高まるが、日本では子ども手当を給付しても、特に低所得層では、必ずしも子どものために使用されないのではないかという批判がされることがある。ベビーボーナス制度のような仕組みも検討の対象とされてよいと考える。

期間出生力変動は、政策変更の影響だけでなく、人口の男女年齢構成やテンポ変動によるゆがみのほか、既往出生児数の分布の変化、結婚や出生行動に影響を及ぼす社会経済的な要因、また家族観の変化など、非常に多くの要因の影響を反映したものである。たとえば、Heckman-Vytlacil(2007a,b)に詳しい政策評価(Policy Evaluation)の文献で発展が進んでいる政策の効果のみの厳密な測定には長期の情報量の豊富なパネルデータの利用が必要となるため容易ではないが、来年度以降もデータの収集を進め、より包括的な検証作業を進めたい。

補論 Bongaarts-Feeney(1998)の修正合計出生率と期間出生力変動の Tempo 累積・
Quantum 累積への分解

t 年の第 j 子の合計出生率を $TFR_j(t)$ と書くと、Bongaarts-Feeney(1998)の修正 TFR は
(1)式によって算出される。

$$AdjTFR_j(t) = \frac{TFR_j(t)}{1 - r_j(t)} \quad \dots(1)$$

ここで、 $r_j(t)$ は t 年の期首から期末までの第 j 子平均出産年齢の変分であり、出生率の年
齢プロファイルの年齢方向への水平移動（テンポ効果）を補正するための係数である。具
体的には、 t 年の x 歳における第 j 子の出生率を $FR_j(t, x)$ と書くと、(2)式によって計算さ
れる値を用いた。

$$r_j(t) = \frac{1}{2} \left[\frac{\sum_x (x + 0.5) FR_j(t+1, x)}{TFR_j(t+1)} - \frac{\sum_x (x + 0.5) FR_j(t-1, x)}{TFR_j(t-1)} \right] \quad \dots(2)$$

$TFR_j(t)$ の時系列変動の要因分解には(3)式を用いた。(3)式では、 $TFR_j(t)$ を $X_j(t)$ 、
 $AdjTFR_j(t)$ を $X_j^*(t)$ 、 $1 - r_j(t)$ を $R_j(t)$ とあらわす。

$$\begin{aligned} X_j(t) - X_j(t-1) &= R_j(t)X_j^*(t) - R_j(t-1)X_j^*(t-1) \\ &= \frac{1}{2}[X_j^*(t) + X_j^*(t-1)][R_j(t) - R_j(t-1)] + \frac{1}{2}[X_j^*(t) - X_j^*(t-1)][R_j(t) + R_j(t-1)] \\ &\equiv \alpha_j(t) + \beta_j(t) \end{aligned} \quad \dots(3)$$

$\alpha_j(t)$ は $t-1$ 年から t 年の平均的な $AdjTFR_j(\tau)$ で評価された $1 - r_j(\tau)$ の変化が
 $TFR_j(t-1)$ を $TFR_j(t)$ へ変化させる効果を測る。したがって、合計出生力の期間変動への
テンポ効果の寄与をあらわす。すなわち、第 j 子についての出生タイミングの遅れが鈍化す
ることが合計出生力を増加させる効果に対応する。同様に、 $\beta_j(t)$ は $AdjTFR_j(\tau)$ の変化の
寄与をあらわす。 $AdjTFR_j(\tau)$ は、当該期間にテンポ変動がない場合の期間出生力の変動を
近似するものであるので、 $\beta_j(t)$ はカンタムの減少によって期間出生率が低下する効果に対

応すると解釈できる（以下では便宜上カンタム効果と呼ぶ）。

(3)式は、 $t = 0, \dots, t-1, t, \dots, T$ のすべての期間について成立するので、 $X_j(t)$ についての

(3)式を、 $X_j(t+1)$ についての(4)式の右辺に代入すると(5)式の関係を得る。

$$X_j(t+1) = X_j(t) + \alpha_j(t+1) + \beta_j(t+1) \quad \cdots (4)$$

$$X_j(t+1) = X_j(t-1) + \sum_{\tau=1}^t (\alpha_j(\tau) + \beta_j(\tau)) \quad \cdots (5)$$

一般に、ある起点 ($t = 0$) から前向きにこのような代入を t 年まで続けると、 $TFR_j(t)$ は(6)式であらわすことができる。

$$X_j(t) = X_j(0) + \sum_{\tau=1}^t \alpha_j(\tau) + \sum_{\tau=t}^{t+1} \beta_j(\tau) \quad \cdots (6)$$

すなわち、ある時点 (t 年) の期間出生率は、任意の起点 ($t=0$) の合計出生率に、0 年から t 年までのテンポ効果の累積とカンタム効果の累積を加えたものである。

テンポ効果とカンタム効果が及ぼしてきた影響を視覚的にみるために、カンタムの変動の影響を除去した（すなわちテンポ効果のみで変動する）期間出生率 $X_j^\alpha(t)$ の変動過程を(7)式で、同様に、テンポ変動の影響を除去した（すなわちカンタム効果のみで変動する）期間出生率 $X_j^\beta(t)$ の変動過程を(8)式で定義する。

$$X_j^\alpha(t) = X_j(0) + \sum_{\tau=1}^t \alpha_j(\tau) \quad \cdots (7)$$

$$X_j^\beta(t) = X_j(0) + \sum_{\tau=1}^t \beta_j(\tau) \quad \cdots (8)$$

すなわち、 $X_j^\alpha(t)$ は、起点とする年の合計出生率の水準からの差が、 t 年までのテンポのみの変動（出生タイミングの遅れが鈍化したことによる期間出生率の増加）を測る。また、 $X_j^\beta(t)$ は、起点とする年の合計出生率の水準からの差が、 t 年までのカンタムのみの変動（カンタムの減少による期間出生率の減少）を測る。

一方、(7)式と(8)式で定義された仮説的な期間出生率と、実際に観察された期間出生率との差については、(6)式を用いると、それぞれ(9)式と(10)式の関係が成立する。

$$X_j^\alpha(t) - X_j(t) = X_j(0) + \sum_{\tau=1}^t \alpha_j(\tau) - \left[X_j(0) + \sum_{\tau=1}^t \alpha_j(\tau) + \sum_{\tau=1}^t \beta_j(\tau) \right] \quad \dots(9)$$

$$= - \sum_{\tau=1}^t \beta_j(\tau)$$

$$X_j^\beta(t) - X_j(t) = X_j(0) + \sum_{\tau=1}^t \beta_j(\tau) - \left[X_j(0) + \sum_{\tau=1}^t \alpha_j(\tau) + \sum_{\tau=1}^t \beta_j(\tau) \right] \quad \dots(10)$$

$$= - \sum_{\tau=1}^t \alpha_j(\tau)$$

したがって、0年からt年までのテンポの変動のみを累積した $X_j^\alpha(t)$ とt年の期間出生率

との差は、負のカンタム効果（カンタムの減少によって失われた出生率、あるいはカンタムの減少がなかったとしたら実現されたであろう出生率の増加）を測る。すなわち、カンタム効果の寄与を仮説的に除いたテンポ効果のみで変動する期間出生率から、いずれの要因によっても変動する期間出生率を引くと、カンタムに主導されて観察された期間出生率が低下している場合、正の差が残る。これは、実際にカンタムによって低下した分がテンポ効果の寄与のみを累積した仮説的変動には含まれないことによる正の余剰があらわれたものであり、観察された期間出生率にカンタムによる低下がない場合に実現されたであろうゲイン（負のカンタム効果）を示す。

また、0年からt年までのカンタムの変動のみを累積した $X_j^\beta(t)$ とt年の期間出生率との差は、負のテンポ効果（テンポの遅れが鈍化することによって得ていた出生率ゲイン、あるいは出生タイミングの遅れの鈍化が起こらなかつたら実現されたであろう出生率の減少）を測る。

参考文献

- Bongaarts, John and Griffith Feeney(1998) "On the Quantum and Tempo of Fertility", *Population and Development Review*, Vol.24(2), pp.271-291.
- Heckman, James J. and Edward J. Vytlacil(2007a) "Econometric Evaluation of Social Programs, Part I: Causal Models, Structural Models and Econometric Policy Evaluation", James J. Heckman and Edward E. Leamer eds., *Handbook of Econometrics*, Vol. 6B, pp.4779-4874, North-Holland: Amsterdam.
- Heckman, James J. and Edward J. Vytlacil(2007a) "Econometric Evaluation of Social Programs, Part II: Using the Marginal Treatment Effect to Organize Alternative Econometric Estimators to Evaluate Social Programs, and to Forecast Their Effects in New Environments", James J. Heckman and Edward

- E. Leamer eds., *Handbook of Econometrics*, Vol. 6B, pp.4875-5144, North-Holland: Amsterdam.
- Jones, Gavin, Paulin Tay Straughan and Angelique Chan(2009) "From Population Control to Fertility Promotion - A Case Study of Family Policies and Fertility Trends in Singapore", Gavin Jones, Paulin Tay Straughan and Angelique Chan eds., *Ultra-low Fertility in Pacific Asia: Trends, Causes and Policy Issues*, pp.181-203, Routledge : London and New York.
- Saw, Swee Hock(2005) *Population Policies and Programmes in Singapore*, Institute of Southeast Asian Studies Publications: Singapore.
- Saw(2007) *The Population of Singapore, 2nd Edition*, Institute of Southeast Asia Studies Publishing: Singapore.
- Singapore Department of Statistics(2003) "Singapore Register-based Census – Lessons Learnt and Challenges Ahead", Paper presented at the 21th Population Census Conference, Analysis of the 2000 Round of Censuses, Kyoto, Japan, 19 - 21 November 2003.
- Singapore Department of Statistics(2009) *Population Trends 2009*. Singapore.
- Ten, Yap Mui(2009) "Ultra-low Fertility in Singapore: Some Observations", Gavin Jones, Paulin Tay Straughan and Angelique Chan eds., *Ultra-low Fertility in Pacific Asia: Trends, Causes and Policy Issues*, pp.160-180, Routledge : London and New York.
- Wong, Theresa and Brenda S. A. Yeoh (2003) "Fertility and the Family: An Overview of Pro-natalist Population Policies in Singapore", *Asian MetaCentre Research Paper Series*, No. 12, Asian Research Institute: Singapore.

表1 出生順位別合計出生率とテンポ修正出生率

年次	計	TFR				テンポ修正TFR 1)				
		出生順位				計	出生順位			
		第1子	第2子	第3子	第4子以上		第1子	第2子	第3子	第4子以上
1987	1.671	0.673	0.630	0.276	0.093	2.265	0.894	0.887	0.389	0.096
1988	2.011	0.782	0.739	0.380	0.111	2.428	0.914	0.919	0.480	0.115
1989	1.805	0.741	0.622	0.335	0.107	1.890	0.778	0.645	0.363	0.103
1990	1.878	0.757	0.661	0.350	0.110	1.939	0.802	0.678	0.349	0.110
1991	1.780	0.727	0.628	0.318	0.108	1.948	0.824	0.686	0.323	0.115
1992	1.775	0.747	0.616	0.310	0.102	2.012	0.864	0.683	0.354	0.110
1993	1.792	0.759	0.626	0.304	0.104	1.993	0.870	0.677	0.337	0.109
1994	1.763	0.750	0.619	0.293	0.099	1.856	0.818	0.661	0.276	0.101
1995	1.733	0.744	0.606	0.283	0.099	1.850	0.798	0.677	0.277	0.099
1996	1.729	0.733	0.615	0.282	0.100	1.931	0.808	0.699	0.320	0.104
1997	1.679	0.717	0.598	0.268	0.095	1.808	0.740	0.661	0.295	0.112
1998	1.546	0.695	0.523	0.235	0.093	1.584	0.689	0.550	0.245	0.101
1999	1.538	0.694	0.529	0.225	0.090	1.586	0.678	0.562	0.252	0.094
2000	1.680	0.744	0.595	0.243	0.098	1.769	0.779	0.621	0.266	0.103
2001	1.486	0.658	0.512	0.226	0.090	1.602	0.764	0.524	0.228	0.086
2002	1.451	0.649	0.521	0.203	0.078	1.627	0.755	0.586	0.198	0.088
2003	1.358	0.618	0.479	0.189	0.072	1.508	0.706	0.549	0.182	0.070
2004	1.348	0.625	0.474	0.177	0.072	1.399	0.655	0.489	0.195	0.060
2005	1.354	0.632	0.472	0.178	0.071	1.503	0.700	0.525	0.204	0.073
2006	1.367	0.636	0.483	0.178	0.070	1.661	0.841	0.572	0.181	0.068
2007	1.398	0.664	0.485	0.177	0.072	1.644	0.807	0.576	0.195	0.066
2008	1.393	0.681	0.476	0.169	0.068	1.663	0.762	0.618	0.220	0.062

- 1) 出生率から計算された母の平均年齢の変化をテンポ補正係数の算出に用いた修正 TFR
(図6 の ATFR(std)) を示す。

表2 出生順位別合計出生率の年次変化への寄与

年次	A. $TFR_j(t) - TFR_j(t-1)$				B. テンポ効果補正 $1 - r_j(t)$ 变化の寄与 1)					
	計	出生順位				計	出生順位			
		第1子	第2子	第3子	第4子以上		第1子	第2子	第3子	第4子以上
1988	0.339	0.109	0.109	0.104	0.018	0.212	0.093	0.084	0.036	-0.002
1989	-0.206	-0.041	-0.117	-0.045	-0.004	0.271	0.082	0.125	0.056	0.008
1990	0.073	0.016	0.039	0.015	0.003	0.025	-0.007	0.006	0.029	-0.004
1991	-0.098	-0.030	-0.033	-0.032	-0.002	-0.104	-0.051	-0.040	-0.006	-0.008
1992	-0.005	0.020	-0.012	-0.008	-0.006	-0.062	-0.014	-0.010	-0.037	-0.001
1993	0.017	0.012	0.010	-0.006	0.002	0.035	0.007	0.016	0.009	0.003
1994	-0.030	-0.008	-0.007	-0.010	-0.004	0.099	0.038	0.008	0.050	0.004
1995	-0.030	-0.006	-0.013	-0.010	-0.000	-0.024	0.013	-0.027	-0.012	0.002
1996	-0.004	-0.011	0.008	-0.001	0.000	-0.079	-0.020	-0.011	-0.042	-0.005
1997	-0.050	-0.016	-0.016	-0.014	-0.004	0.062	0.048	0.017	0.008	-0.012
1998	-0.134	-0.022	-0.076	-0.034	-0.002	0.078	0.028	0.028	0.014	0.008
1999	-0.008	-0.001	0.006	-0.009	-0.003	-0.009	0.010	-0.006	-0.016	0.003
2000	0.142	0.050	0.067	0.018	0.008	-0.035	-0.050	0.010	0.005	-0.001
2001	-0.194	-0.086	-0.083	-0.017	-0.008	-0.033	-0.073	0.011	0.019	0.009
2002	-0.035	-0.009	0.009	-0.023	-0.012	-0.057	-0.001	-0.050	0.008	-0.014
2003	-0.093	-0.031	-0.042	-0.014	-0.006	0.015	0.012	-0.009	0.002	0.011
2004	-0.010	0.007	-0.004	-0.012	0.000	0.092	0.054	0.051	-0.024	0.011
2005	0.005	0.006	-0.002	0.001	-0.000	-0.093	-0.035	-0.036	-0.007	-0.014
2006	0.014	0.005	0.011	-0.000	-0.002	-0.116	-0.113	-0.029	0.022	0.004
2007	0.030	0.027	0.002	-0.001	0.002	0.042	0.055	-0.002	-0.015	0.004
2008	-0.004	0.017	-0.009	-0.008	-0.004	-0.017	0.055	-0.043	-0.029	-0.000

表2 出生順位別合計出生率の年次変化への寄与（つづき）

年次	C. テンポ修正TFR _j (t)変化の寄与 2)				
	計	出生順位			
		第1子	第2子	第3子	第4子以上
1988	0.127	0.016	0.024	0.068	0.019
1989	-0.477	-0.122	-0.242	-0.100	-0.012
1990	0.048	0.023	0.032	-0.014	0.007
1991	0.007	0.020	0.007	-0.026	0.005
1992	0.057	0.035	-0.002	0.029	-0.004
1993	-0.017	0.005	-0.006	-0.015	-0.001
1994	-0.129	-0.046	-0.014	-0.060	-0.009
1995	-0.006	-0.019	0.014	0.001	-0.002
1996	0.075	0.009	0.020	0.041	0.005
1997	-0.112	-0.064	-0.033	-0.022	0.008
1998	-0.211	-0.050	-0.104	-0.047	-0.010
1999	0.001	-0.011	0.012	0.007	-0.006
2000	0.177	0.100	0.056	0.012	0.009
2001	-0.161	-0.013	-0.094	-0.036	-0.018
2002	0.022	-0.008	0.059	-0.031	0.002
2003	-0.108	-0.042	-0.033	-0.016	-0.017
2004	-0.101	-0.047	-0.055	0.012	-0.011
2005	0.098	0.042	0.034	0.009	0.014
2006	0.130	0.117	0.040	-0.022	-0.006
2007	-0.012	-0.027	0.003	0.014	-0.002
2008	0.013	-0.038	0.034	0.021	-0.004

- 1) テンポ効果の寄与 = $\frac{1}{2} [X_j^*(t) + X_j^*(t-1)] [R_j(t) - R_j(t-1)]$ 。テンポの遅れによって失われる修正 TFR $X_j^*(t) = AdjTFR_j(t)$ が小さくなり ($1 - r_j(t)$ が大きくなり、より修正 TFR に近くなる) と正になる。
- 2) $AdjTFR_j(t)$ の寄与 = $\frac{1}{2} [X_j^*(t) - X_j^*(t-1)] [R_j(t) + R_j(t-1)]$ 。テンポによる期間出生力の変動がなかった場合のテンポ修正 TFR で測られた期間出生力の変化による TFR の変分。Quantum の変動の寄与と解釈される。

付表1 シンガポールにおける出産奨励政策の変遷

施行年次	政策	内容
1984年確定申告	所得税減税の強化 (Enhanced Child Relief)	高学歴の働く(夫と別勘定で所得税申告を行っている)母親に対する所得税減税(Enhanced Child Relief)の強化。 第1子と第2子に対するSGD750、第3子に対するSGD500の定額減税と第3子まで所得の5%にあたる追加減税の仕組みのうち、追加部分について第2子に対する追加10%、第3子に対する追加15%へ。ただし、各子どもに対しSGD10,000の上限あり。また、学歴制限が緩和された。
1985年入学	小学校入学における高学歴母の優先遇制度	大学卒業もしくは認定された専門学校を卒業した母親の子どもたちの名門小学校への入学優先権を強化。ただし、母親の学歴による優遇は1984年9月24日から1986年3月14日までに生まれた限られた子にのみ適用されることとなる。
1984年11月	低学歴・低所得の有配偶女子への不妊手術への金銭的誘因の提供	シンガポール市民もしくは永住者である夫婦の両者が中学校卒業以下で、両者の所得がSGD750以下、家族の月収がSGD1,500以下、妻が30歳未満で1984年6月1日以後の第1子出産後に不妊手術もしくは卵管結紮を受けた場合、中央積立基金(Central Provident Fund)口座にSGD10,000を供与。中央積立基金は55歳にならなければ引き出ししができなかつたため、後に住宅開発会議(Housing and Development Board)のアパートの取得に利用できるようになった。
1984年7月	社会開発局(Social Development Unit)の設立	政府各部、司法府、公益企業で働く未婚の男女に結婚紹介事業を行う財務省公的サービス部のなかに社会開発局を設立。
1985年3月	公的病院の診療費の改定	第1子と第2子についての分娩費用は従前のままであるのに対し、第3子以上の公的病院における分娩費用を引き上げ。特に低所得者地域の病院での分娩費用は安価であったが、低所得者地域の病院における第3子以上の分娩費用の改定率の方が大きい。
1987年3月	以前のスローガン"子どもは2人までにしよう"から、"3人以上持とう、余裕があるならば"に転換	医療貯蓄は年齢に応じ被用者の賃金の6~8%を医療貯蓄口座に貯蓄し、(主に高齢期の)病院の支払いのための十分な原資を用意するために1984年4月に創設された。第1子・第2子の出産費用の支払いにしか用いることができなかつたが、1987年3月1日以後第3子の出産費用の支払いについても用いることができるようになった。
1987年3月	第3子への医療貯蓄(Medisave)の利用	1987年3月4日以後に生まれた第3子への定額減税をSGD500からSGD750へ増額。1987年1月1日以後に生まれた第3子に対し、ひとりあたり定額SGD20,000の税還付(Special Tax Rebates)。夫と別勘定で所得税申告を行っている働く妻が第1子・第2子の出産にあたって産休を取る際、所得税の15%相当額を追加還付。1988年1月以後の第4子の出産費用をSGD3,000まで補助。
1988年入学	小学校入学制度	第3子以上の子に対する抑制制度(disincentive)を廃止。
1987年1月	3人子どもがいる家族への公共住宅の優遇	3部屋以上の広さの公共住宅に住む家族が1987年1月1日以後に第3子を持ったとき、より大きな部屋へアップグレード。

付表1 シンガポールにおける出産奨励政策の変遷(つづき)

施行年次	政策	内容
1987年4月1日	働く母親に対する子ども手当(Childcare Subsidy)	全日制の保育施設を利用している生後2ヶ月から7歳未満の子どもをを持つ働く母親に対し、月額SGD100を補助(半日制の保育施設については半額；後に全日制SGD150、半日制SGD75に増額)。助成金は母親に対してではなく、保育施設に直接支払われる。
1987年4月	低所得者地域における公的病院で分娩後の出産費用	低所得者地域における公的病院で、子の出生順位に関わらず分娩不妊がなされた場合出産費用を免除の対象とされた。
1987年4月	女性公務員の時間短縮勤務	6歳未満の子どもがいる女性公務員が半額の給与で週21時間の短縮勤務を最大3年間行うことができる制度を1987年4月1日から導入。
1987年	女性公務員の育児休業制度	有配偶女子公務員に対する無給の育児休業制度を1年から4年に延長。ただし、業務の緊急性によって制限あり(Wong Yeoh(2003:p.14), Straughan-Chan-Jones(2009:p.185))。
1987年4月	病気の子どもに対する育児休業制度	第3子までの6歳未満の子どもが病気になった際、給与が全額支払われる最大5日までの休業(年間15日まで)。1987年4月1日施行。
1987年4月	公務員に対する不妊手術のための休暇制度	公務員は、卵管結紮もしくは精管切除手術後、1週間の休暇を取得することが認められていた。1987年4月1日以後、高学歴者は子どもの数に関わらず、この休暇を取得することができなくなった。
1987年10月	人工妊娠中絶前後のカウンセリングの義務化	子どもが2人未満で中等教育を受けたことがある女性が1987年10月1日以後人工妊娠中絶をするときの前後にカウンセリングを受けることが義務化された。
1987年10月	不妊手術前のカウンセリングの義務化	子どもが3人未満の男女が1987年以後不妊手術をしようとするとき、カウンセリングを受けることが義務化された。
1990年確定申告	所得税減税の強化(Enhanced Child Relief)と還付(Special Tax Rebates)	高学歴の働く(夫と別勘定で所得税申告を行っている)母親に対する第1子から第3子までの定額減税を、それまでの倍のSGD1,500へ増額。1988年1月1日以後に生まれた第4子について、新たにSGD1,500の定額減税と所得の15%にあたる追加減税を導入。所得比例の追加減税を受けることができる。1988年1月1日以後に生まれた第2子に対し、ひとりあたり定額SGD20,000の税還付(Special Tax Rebates)。1990年1月1日以後に生まれた第2子についても28歳までの出生であれば定額SGD20,000、29歳まではSGD15,000、30歳までは10,000、31歳まではSGD5,000の特別還付を実施。ただし、この税還付は9歳を迎える年(第2子から第4子まで累積することができ、最大で第2子が27歳を迎える年)の確定申告までに行わなければならないという期限があるが、夫の税勘定から還付を受けることもできる。また、夫と別勘定で所得税申告を行っている働く(自営業を含む)妻が第3子・第4子の出産にあたって産休を取る際、妻の所得税の15%相当額を還付。

付表1 シンガポールにおける出産奨励政策の変遷（つづき）

施行年次	政策	内容
1991年確定申告	外国人メイド控除	働く妻が外国人メイドを使用税を支払う場合、そのうちの一人に対する使用税の2倍の額が所得税から控除されると同居（夫が国外）もしくは離死別で子どもが同居している場合、申請できる（ http://www.iras.gov.sg/irasHome/page04.aspx?id=202 ）。
2000年4月	ベビーボーナス	2000年4月1日以後に生まれた第2子と第3子に対する二段階の現金給付（使途は保育施設や入学前プログラムに限られるが当該子以外にも支出可能）。第1段階は、政府からのお祝金であり、第2子については年間SGD500、第3子については年間SGD1,000が生後6歳まで6回支払われる。第2段階は、政府と親が折半する共同貯蓄口座「育成口座（Child Development Account）」を通じた給付である。育成口座は、生後6歳までの6期6回について、第2子については年間SGD2,000を上限として、親が育成口座に貯蓄した額と同額の振り込みを政府が行う仕組み。6歳までの二段階の現金給付の最大額は第2子についてはSGD9,000、第3子についてはSGD18,000となる。
2000年10月1日	国家公務員のフレキシブル就業	国家公務員が週あたり42時間の就業時間をフレキシブルに申告することを認める。政府機関は週6日勤務態勢を採用していたが、申告によって週休2日制が可能となった。※2004年に週休2日制が導入される。
2000年10月1日	公務員の結婚休暇	公務員が初婚にあたって取ることができる3日間の有給休暇。
2000年10月1日	男性公務員の育児休業制度	男性公務員のための、第3子まで年間3日間の育児休業。
2000年10月1日	若年者への公共住宅の購入補助	いざれかが21歳以上30歳までの夫婦がアパートを4部屋のアパートを初めて購入した場合、20%の頭金の一括支払いが求められていたが、20%の頭金を購入時10%と完済時10%の2回に分納することができる。
2001年4月	第3子への有給の産前産後休暇	出産前後合計8ヶ月の休暇を第3子についても有給とする（上限SGD20,000、第1子・第2子への給付は企業が支払うのに対し、第3子への給付は政府が支払う）。
2002年1月	子ども手当の適用拡大	働く母親に限られた保育施設の利用に対する（全日制・半日制に問わらず）月額SGD75の補助を非就業の母親にも適用拡大。
2004年8月	政策スローガンを"シンガポール一家族にとつての素晴らしい場所(Singapore a Great Place for Families)"に転換	出生抑制政策の緩和により第3子や第4子への金銭的なインセンティブを与えるという従来型の政策の更なる展開とともに、カッフルの子どもを産み育てる意欲を醸成するための（非金銭的なインセンティブを含む）包括的出産奨励政策の展開

付表1 シンガポールにおける出産奨励政策の変遷（つづき）

施行年次	政策	内容
2004年8月1日 ベビーボーナス制度の強化	2004年8月1日以後に生まれた(もしくは6歳未満で養子となつた)第1子と第4子にもベビーボーナス制度が適用。お祝金の額は第1子が総額SGD3,000、第4子が総額SGD6,000。育成口座については、第1子へは適用されず、第4子は第3子と同じ仕組みが適用される。また、お祝金の支給時期が生後6歳までの6回であったのが、生後18ヶ月までの4回に短縮された。	働く母親が生後2ヶ月から18ヶ月の児童扶養手当を保育施設を利用する場合の補助額を全日制SGD150からSGD400へ増額(半日制は半額)。非就業の母親への補助額については従前通り、全日制であるか半日制に関わらずSGD75。補助の対象は第1子から第4子へ限られる。政府補助は保育施設に支払われ、利用者は保育料と補助額の差額を施設に支払う。
2004年8月1日 子ども手当の強化		12歳未満の子どもが同居している場合、夫婦のいずれかが65歳以上もしくは同居している親が65歳以上である場合のいとねぎが該当するとき、2004年8月1日以後の2人までの外国人メイド使用税をひとりあたり月額SGD345からSGD250に減額。なお、この減税は夫婦の就業状態には関わらない。
2004年8月1日 外国人メイド税の減額		医療貯蓄が第4子の出産費用にも充てることができるようになった。第5子以上についても、出産時残高がSGD15,000以上ある場合、あてることができる。また、分娩費用だけではなく、出産前検診やコンサルテーションにも用いることを希望する場合、通常よりSGD450多く医療貯蓄から引き出すことができる(術式により引出し限度額は異なるが、通常の出産では限度額は分娩費用のみのSGD450とSGD900である。子宮摘出を伴う帝王切開の場合、分娩費用のみのSGD2,400とSGD2,850まで引き出すことが可能)。さらに、不妊治療にもあてることができる。
2004年8月1日 医療貯蓄(Medisave)の利用範囲の拡大		有給の産前産後休暇が第4子まで適用拡大。加えて、第1子から第4子までの産休の期間が合計8ヶ月から合計12ヶ月に延長された。追加4ヶ月分は、労使の合意のもと、子どもが生まれてから6ヶ月以内の期間内なら自由に取得することができる。給与の支払いは企業が行うが、その第1子と第2子については一部、第3子と第4子については全部を政府に請求することができます。政府の支払い分は、第1子と第2子についてSGD10,000を上限として延長された4ヶ月分、第3子と第4子についてSGD30,000を上限とする12ヶ月分である(第1子と第2子に対し延長された4ヶ月分の企業の給与支払いがSGD10,000に制限されているわけではない)。新たに、2004年4月1日以後に養子縁組された6ヶ月未満の4人目までの子が6ヶ月になるまでの4ヶ月間についてもSGD10,000を上限とする有給の休暇を取得することができる制度が導入された。
2004年10月1日 有給の産前産後休暇の強化		所得税特別還付制度の強化。2004年1月1日以後に生まれた第2子から第4子について、(1)第2子に対する年齢制限を撤廃し、還付額を一律にSGD10,000とした、(2)9歳を迎える年の確定申告までという還付請求期間を撤廃、(3)長子がシンガポール市民でなければならぬという条件を撤廃した。
2005年確定申告 養育還付(Parenthood Tax Rebate)		

付表1 シンガポールにおける出産奨励政策の変遷（つづき）

施行年次	政策	内容
2005年確定申告	働く母親に対する子ども減税(Working Mother's Child Relief)	(夫と別勘定で所得税申告を行っている)働く母親に対する追加特別減税を、第1子については妻の所得税の5%に相当する額、第2子15%、第3子20%、第4子25%に強化。養育還付と異なり、働く女性のための制度であり妻の税勘定にしか適用されない。ただし、母親の学歴による制限はない。
2005年確定申告	祖父母に対する孫の養育減税	働く母親の12歳未満の子どもの面倒を祖父母が見ていているとき、妻の税口座からSGD3,000減税。祖父母は所得を得ていてはならない。また、祖父母からみて、ひとりにつき一人の娘の子の面倒しかみることができる(姉妹で祖父、祖母を別々に申告することは可能)。親の扶養減税を同時に申告することも可能。※親の扶養減税は、所得のない55歳以上の親と同居している場合にSGD5,000、同居はしていないがSGD2,000以上援助している場合にSGD3,500の減税。2010年以後、それぞれSGD7,000、SGD4,500に増額されている。
2004年8月	公共住宅に対する中央積立基金(Central Provident Fund)資金の利用	独身時代に中央積立基金から独身用助成金を受けて取得した公共住宅に結婚後も住み続ける場合、家族用助成金にも応募できる。助成額はSGD30,000(新たなアパートも取得する場合にはSGD40,000)。なお、自身用助成金に応募できるのは35歳以上の未婚で所得月額がSGD3,000未満のシンガポール市民。公共住宅の価格が助成額より低い場合、差額は本人か配偶者が55歳になるまで中央積立基金口座に積み立てられる。
2004年9月	ワーク・ライフ・ワクス基金(WOW! Work-Life Works!)Fund	人事マネージャーの訓練やフレキシブルな就業形態を実施するための設備の導入、ワーク・ライフコンサルタンクトを契約、ワーク・ライフ・バランスを組織内で推進するための専属スタッフの雇用といった、民間企業がワーク・ライフバランスを推進するプロジェクトを実施する際、その費用の70%を補助するためのワーク・ライフ・ワクス基金を設立。
2004年10月1日	法定育児休業制度(Statutory Childcare Leave)	(養子・繼子)を含む7歳までの子どもがいる親が年間2日間、育児のための有給休暇を自由に取得することができる制度。労働法(Employ Act)が適用される限り、勤続期間が3ヶ月以上あれば、配偶関係や就業上の地位に関わらず、外国人も取得することができる。

資料：

Jones, Gavin, Paulin Tay Straughan and Angelique Chan(2009) "From Population Control to Fertility Promotion - A Case Study of Family Policies and Fertility Trends in Singapore", Gavin Jones, Paulin Tay Straughan and Angelique Chan eds., *Ultra-low Fertility in Pacific Asia: Trends, Causes and Policy Issues*, pp.181-203, Routledge : London and New York.

Saw, Swee-Hock(2005) *Population Policies and Programmes in Singapore*, Institute of Southeast Asian Studies Publications: Singapore.

Ten, Yap Mui(2009) "Ultra-low Fertility in Singapore: Some Observations", Gavin Jones, Paulin Tay Straughan and Angelique Chan eds., *Ultra-low Fertility in Pacific Asia: Trends, Causes and Policy Issues*, pp.160-180, Routledge : London and New York.

Wong, Theresa and Brenda S. A. Yeoh (2003) "Fertility and the Family: An Overview of Pro-natalist Population Policies in Singapore", *Asian MetaCentre Research Paper Series*, No. 12, Asian Research Institute: Singapore.

付表2 シンガポールの人口の推移：1931-2008

年次 1)	総人口 (1,000人) 2)	在住者割合 (%) 3)	民族の構成割合(%) 4)			総人口の増加率(%)		
			中国系	マレー系	その他	人口増 5)	自然増 6)	社会増 7)
1931 C	558		75.1	11.7	13.3	-4.1	1.5	-5.6
1932	580		74.9	11.8	13.2	-5.4	1.9	-7.3
1933	515		74.5	13.0	12.4	5.5	1.9	3.6
1934	525		74.4	13.0	12.6	6.6	2.2	4.3
1935	572		74.8	12.1	13.2	6.8	2.1	4.7
1936	603		75.5	11.6	12.9	8.2	2.4	5.8
1937	652		76.1	10.9	13.0	5.4	2.4	3.0
1938	710		77.2	10.2	12.6	2.8	2.8	0.0
1939	728		77.7	10.2	12.2	2.4		
1940	751		77.8	10.0	12.2			
1941								
1942								
1943								
1944								
1945								
1946	769		78.0	10.0	12.0		3.0	
1947 C	938		77.8	12.1	10.1	12.1	3.4	8.7
1948	961		78.0	12.1	9.9	2.5	3.4	-0.9
1949	979		77.8	12.2	9.9	3.1	3.5	-0.4
1950	1,022		77.8	12.3	9.9	4.4	3.3	1.0
1951	1,068		77.2	12.6	10.2	4.9	3.3	1.6
1952	1,127		76.6	12.9	10.5	5.5	2.9	2.6
1953	1,192		75.9	13.1	10.9	5.1	3.6	1.5
1954	1,248		75.7	13.3	11.0	4.6	3.7	0.9
1955	1,306		75.7	13.4	11.0	4.7	3.6	1.1
1956	1,372		75.5	13.4	11.0	5.3	3.7	1.6
1957 C	1,446		75.4	13.6	10.9	5.1	3.5	1.5
1958	1,519		75.7	13.8	10.6	4.5	3.0	1.5
1959	1,587		75.9	13.9	10.2	4.0	3.3	0.7
1960	1,646		76.0	14.1	9.9	3.5	3.1	0.4
1961	1,702		76.1	14.2	9.7	3.0	2.9	0.1
1962	1,750		76.2	14.3	9.5	2.6	2.8	-0.1
1963	1,795		76.3	14.3	9.4	2.5	2.8	-0.2
1964	1,842		76.3	14.5	9.2	2.5	2.6	-0.1
1965	1,887		76.3	14.7	9.0	2.5	2.4	0.0
1966	1,934		76.2	14.9	8.9	2.3	2.3	0.1
1967	1,978		76.1	15.0	9.0	2.0	2.0	-0.1
1968	2,012		76.1	14.9	9.0	1.6	1.8	-0.2
1969	2,043		76.1	15.0	8.9	1.5	1.7	-0.1
1970 C	2,075	97.1	76.2	15.0	8.8	1.7	1.7	0.0
1971	2,113		76.3	15.0	8.8	1.8	1.7	0.1
1972	2,152		76.4	14.9	8.7	1.9	1.8	0.1
1973	2,193		76.5	14.9	8.7	1.8	1.7	0.1
1974	2,230		76.6	14.8	8.6	1.6	1.4	0.1
1975	2,263		76.6	14.8	8.6	1.4	1.3	0.1
1976	2,293		76.7	14.7	8.6	1.4	1.4	0.0
1977	2,325		76.8	14.7	8.6	1.3	1.1	0.2
1978	2,354		76.8	14.6	8.6	1.2	1.2	0.1
1979	2,384		76.9	14.6	8.5	1.3	1.2	0.1
1980 C	2,414	94.5	78.3	14.4	7.3	3.1	1.2	1.9
1981	2,533	91.8	78.3	14.3	7.4	4.6	1.2	3.4
1982	2,647	89.4	78.3	14.3	7.5	2.8	1.1	1.7
1983	2,681	89.7	78.2	14.2	7.6	1.6	1.0	0.6
1984	2,732	89.4	78.1	14.2	7.7	1.0	1.0	0.0
1985	2,736	90.7	78.0	14.2	7.8	0.0	1.1	-1.0
1986	2,733	92.1	77.9	14.2	7.9	0.7	0.9	-0.2
1987	2,775	92.0	77.8	14.2	7.9	2.0	1.1	0.9
1988	2,846	91.3	77.8	14.2	8.0	2.7	1.4	1.4
1989	2,931	90.3	77.8	14.2	8.0	3.4	1.1	2.3
1990 C	3,047	89.8	77.8	14.0	8.2	3.4	1.2	2.1
1991	3,135	89.1	77.7	14.0	8.2	2.9	1.1	1.8
1992	3,231	88.2	77.7	14.0	8.3	2.8	1.1	1.7
1993	3,314	87.7	77.6	14.1	8.4	2.8	1.1	1.8
1994	3,419	86.6	77.5	14.1	8.5	3.1	1.0	2.1
1995	3,525	85.5	77.4	14.0	8.5	3.6	0.9	2.6
1996	3,671	83.6	77.3	14.0	8.7	3.7	0.9	2.8
1997	3,796	82.3	77.2	14.0	8.9	3.4	0.8	2.5
1998	3,927	81.0	77.0	13.9	9.1	2.1	0.7	1.4
1999	3,959	81.6	76.9	13.9	9.2	1.3	0.7	0.6
2000 C	4,028	81.3	76.8	13.9	9.3	2.2	0.8	1.4
2001	4,138	80.4	76.7	13.9	9.4	1.8	0.6	1.2
2002	4,176	81.0	76.5	13.8	9.6	-0.3	0.6	-0.9
2003	4,115	81.8	76.4	14.0	9.6	-0.1	0.5	-0.6
2004	4,167	81.9	76.2	13.9	9.9	1.8	0.5	1.3
2005	4,266	81.3	75.7	13.9	10.4	2.8	0.5	2.3
2006	4,401	80.1	75.3	13.8	10.9	3.7	0.5	3.2
2007	4,589	78.1	75.0	13.7	11.3	4.8	0.5	4.3
2008	4,839	75.3	74.7	13.6	11.7	4.1	0.5	3.7

1) Cはセンス年を示す。各年次のセンサス実施月日は、1931年4月1日、1947年9月23日、1957年6月7日、1970年6月22日、1980年6月24日、1990年以後は6月30日。

2) センサス年はセンサス時の人口、その他の年次は年央人口を示す。

3) 総人口に占める在住者の割合。

4) 1980年以後はシンガポール在住者（＝シンガポール市民+永住権所持者）の構成割合である。

5) 静態人口から推計された各年1月から12月の人口増加数を年央人口で除したもの。期首・期末人口は線形補完による。

6) 各年1月から12月の（出生届出件数-死亡届出件数）を年央人口で除したもの。動態件数にはシンガポール在住者以外による届出も含む。

7) 推計された人口増加率-自然増加率。

出典：

Registry of Births and Deaths, Immigration and Checkpoints Authority Singapore, Report on Registration of Births and Deaths, 1987 and 2008.

Singapore Department of Statistics(2009) Population Trends 2009: Singapore.

付表3 シンガポールにおける出生数、粗出生率、合計出生率の推移: 1931-2008

Year 1)	出生数					粗出生率 (%)					TFR2)			Official TFR3)	
	計	中国系	マレー系	インド系	その他	計	中国系	マレー系	インド系	その他	計	中国系	マレー系	インド系	
1931	20,470	15,993	2,862	1,020	595	36.4	37.9	43.7	19.6	25.6					
1932	20,762	16,090	2,826	1,249	597	35.8	37.0	41.2	23.7	24.7					
1933	21,569	16,805	2,842	1,297	625	41.9	43.8	42.4	31.6	27.3					
1934	22,719	17,881	2,899	1,252	687	43.3	45.7	42.5	29.7	28.7					
1935	25,880	20,774	3,074	1,370	662	45.2	48.5	44.6	27.2	26.5					
1936	28,087	22,577	3,295	1,544	671	46.6	49.6	47.1	29.8	25.5					
1937	29,848	24,224	3,304	1,547	773	45.8	48.9	46.7	27.2	27.8					
1938 T	31,873	26,194	3,368	1,539	772	44.9	47.8	46.4	25.5	26.6					
1939	34,613	28,540	3,528	1,756	789	47.6	50.5	47.7	29.4	27.6					
1940 D	33,795	27,742	3,511	1,755	787	45.0	47.5	46.7	29.3	24.9					
1941	34,421	28,234	3,778	1,654	755	44.7	47.1	48.9	27.6	23.2					
1942															
1943															
1944															
1945															
1946	38,654	31,209	4,400	2,482	563										
1947	43,045	33,629	5,473	3,087	856	45.9	46.1	48.1	44.8	33.0	6.55	6.58	5.74	9.80	
1948	44,450	35,437	5,107	2,982	924	46.3	47.3	43.9	42.9	36.4	6.46	6.66	4.98	8.67	
1949	46,169	36,322	5,709	3,041	1,097	47.2	47.7	47.7	43.0	41.6	6.42	6.57	5.29	7.96	
1950 T	46,371	36,165	5,758	3,197	1,251	45.4	45.5	45.7	43.3	46.2	6.20	6.32	5.02	7.82	
1951	48,116	37,155	6,062	3,425	1,474	45.0	45.1	45.0	42.7	51.7	6.18	6.27	4.95	7.75	
1952 D	51,196	39,088	6,858	3,672	1,578	45.4	45.3	47.1	41.5	52.4	6.30	6.35	5.35	7.77	
1953	54,548	41,619	7,304	3,961	1,664	45.8	46.0	46.7	40.0	53.3	6.47	6.56	5.75	6.93	
1954	57,029	42,850	8,118	4,269	1,792	45.7	45.3	49.0	40.8	55.3	6.52	6.55	6.18	7.05	
1955	57,812	43,069	8,336	4,431	1,976	44.3	43.6	47.8	40.3	59.3	6.39	6.40	6.08	6.96	
1956	60,892	45,225	8,999	4,678	1,990	44.4	43.6	48.8	40.2	57.2	6.54	6.54	6.25	6.99	
1957	61,757	46,263	9,317	5,020	1,157	42.7	42.4	47.3	40.5	33.8	6.56	6.55	6.28	7.24	
1958	62,495	46,189	10,005	5,116	1,185	41.1	40.2	47.9	40.7	34.3	6.39	6.22	6.48	7.45	
1959	62,464	45,799	10,463	5,073	1,129	39.4	38.0	47.4	40.1	32.1	6.14	5.92	6.61	7.40	
1960	61,775	44,964	10,577	5,084	1,150	37.5	35.9	45.6	39.8	33.0	5.80	5.65	6.53	7.44	
1961	59,930	43,060	10,990	4,759	1,121	35.2	33.3	45.3	36.5	32.4	5.46	5.23	6.57	6.98	
1962 T	58,977	41,934	11,257	4,649	1,137	33.7	31.5	45.0	35.3	32.3	5.26	4.96	6.67	6.89	
1963	59,530	42,215	11,568	4,614	1,133	33.2	30.8	45.0	35.0	31.0	5.17	4.84	6.73	6.77	
1964 D	58,217	40,937	11,709	4,572	999	31.6	29.1	43.9	34.4	27.7	4.95	4.57	6.69	6.69	
1965	55,725	39,339	11,008	4,405	973	29.5	27.3	39.7	32.6	27.6	4.62	4.17	6.21	6.33	
1966	54,680	38,367	10,986	4,343	984	28.3	26.0	38.2	32.0	26.5	4.42	4.04	5.97	6.39	
1967	50,560	35,850	9,849	3,866	995	25.6	23.8	33.3	28.1	24.9	3.95	3.66	5.37	5.61	
1968	47,241	34,250	8,667	3,339	985	23.5	22.4	28.8	24.0	24.1	3.50	3.28	4.46	4.45	
1969	44,562	32,874	7,422	3,275	991	21.8	21.1	24.3	23.4	23.7	3.15	3.00	3.65	3.96	
1970	45,934	34,410	7,316	3,057	1,151	22.1	21.8	23.5	21.9	26.5	3.10	3.03	3.50	3.19	
1971	47,088	35,608	7,246	3,090	1,144	22.3	22.1	22.9	21.1	29.2	3.06	3.01	3.31	3.18	
1972	49,678	37,797	7,594	3,107	1,180	23.1	23.0	23.6	21.1	29.1	3.07	3.03	3.33	3.16	
1973	48,269	37,326	6,903	2,824	1,216	22.0	22.3	21.2	19.0	29.2	2.81	2.80	2.91	2.64	
1974 T	43,268	33,128	6,176	2,638	1,326	19.4	19.4	18.7	17.7	30.8	2.37	2.34	2.48	2.32	
1975	39,948	30,635	5,647	2,339	1,327	17.7	17.7	16.9	15.6	29.8	2.08	2.07	2.14	1.96	
1976 D	42,783	33,627	5,470	2,324	1,362	18.7	19.1	16.2	15.4	29.6	2.11	2.15	1.91	1.85	
1977	38,364	29,404	5,364	2,307	1,289	16.5	16.5	15.7	15.2	27.2	1.82	1.81	1.88	1.69	
1978	39,441	30,178	5,523	2,472	1,268	16.8	16.7	16.1	16.2	26.1	1.80	1.78	1.84	1.80	
1979	40,779	30,926	5,755	2,684	1,414	17.1	16.9	16.6	17.5	28.3	1.79	1.77	1.85	1.88	
1980	41,217	30,143	6,654	2,883	1,537	17.6	16.6	20.2	19.8	42.1	1.74	1.66	2.04	1.93	1.82
1981	42,250	30,491	7,131	2,979	1,649	17.6	16.5	21.3	19.8	43.9	1.72	1.62	2.09	1.94	1.78
1982	42,654	30,503	7,315	3,125	1,711	17.5	16.2	21.5	20.0	44.1	1.71	1.60	2.11	1.96	1.74
1983	40,585	28,324	7,527	3,115	1,619	16.3	14.8	21.8	19.3	40.5	1.59	1.45	2.06	1.91	1.61
1984	41,565	28,754	7,900	3,222	1,689	16.5	14.8	22.6	19.4	41.3	1.61	1.46	2.10	1.95	1.62
1985	42,484	29,355	8,104	3,280	1,745	16.6	14.9	22.8	19.2	41.3	1.62	1.50	2.11	1.94	1.61
1986 T	38,379	25,361	8,124	3,211	1,683	14.8	12.7	22.6	18.4	37.9	1.42	1.26	2.05	1.89	1.43
1987	43,616	29,839	8,636	3,441	1,700	16.6	14.8	23.7	19.2	39.2	1.64	1.48	2.16	1.95	1.62
1988 D	52,957	38,245	9,224	3,716	1,772	19.8	18.6	24.9	20.3	41.4	1.98	1.88	2.31	2.11	1.96
1989	47,669	32,330	9,741	3,763	1,835	17.5	15.5	25.9	20.0	39.9	1.79	1.60	2.40	2.18	1.75
1990	51,142	35,296	9,943	3,975	1,928	18.2	16.4	25.8	20.2	38.2	1.88	1.67	2.70	1.93	1.83
1991	49,114	33,423	9,878	3,804	2,009	17.1	15.2	25.1	18.9	35.9	1.78	1.56	2.65	1.86	1.73
1992	49,402	33,475	9,783	4,024	2,120	16.8	15.0	24.3	19.3	34.3	1.77	1.55	2.62	1.94	1.72
1993	50,225	34,251	9,809	4,022	2,143	16.8	15.1	23.9	19.0	32.5	1.79	1.57	2.57	1.97	1.74
1994	49,554	34,080	9,412	3,864	2,198	16.2	14.7	22.5	17.7	31.8	1.76	1.53	2.56	1.85	1.71
1995	48,635	33,384	9,093	3,737	2,421	15.6	14.2	21.3	16.6	31.3	1.73	1.53	2.53	1.75	1.67
1996	48,577	33,230	8,975	3,818	2,554	15.2	13.9	20.7	16.3	30.1	1.73	1.51	2.53	1.79	1.66
1997	47,333	32,285	8,627	3,833	2,588	14.5	13.3	19.6	15.7	28.6	1.68	1.46	2.50	1.77	1.61
1998 T	43,664	28,641	8,476	3,885	2,662	13.1	11.6	18.9	15.3	27.5	1.54	1.29	2.44	1.75	1.48
1999	43,336	28,973	7,994	3,651	2,718	12.8	11.5	17.6	13.9	27.7	1.54	1.30	2.44	1.62	1.47
2000 D	46,997	31,967	8,309	3,850	2,871	13.7	12.6	18.1	14.1	27.9	1.68	1.45	2.45	1.62	1.60
2001	41,451	27,063	7,816	3,712	2,860	11.8	10.5	16.8	13.8	26.1	1.48	1.22	2.48	1.61	1.41
2002	40,760	26,782	7,268	3,815	2,895	11.4	10.2	15.3	13.2	25.2	1.45	1.20	2.33	1.61	1.37
2003	37,485	24,326	6,697	3,632	2,830	10.5	9.4	14.1	12.7	24.8	1.32	1.09	2.17	1.45	1.27
2004	37,174	24,060	6,573	3,541	3,000	10.3	9.2	13.7	12.1	24.8	1.31	1.08	2.14	1.38	1.26
2005	37,492	24,313	6,511	3,672	2,996	10.2	9.1	13.4	12.0	22.6	1.31	1.09	2.11	1.30	1.26
2006	38,317														

III 資 料

韓国低出産・高齢社会基本計画（補完版）

セロマジプラン 2010

低出産対策部分

出産と養育に有利な環境の造成

推進背景

●子を産み育てるのを希望する国民が出産を中断・放棄するのは主に社会・経済的制約に起因

- ◇出産年齢に該当する男女が希望する子女数は2名前後だが、2005年の合計出産率は1.08人、2007年には1.26人に過ぎない
- ◇特に、(1997年の)為替危機以降、社会・経済的な不安が深刻になり急激な出産率の低下と超低出産現象が続く
 - ・青年の失業と非正規職の増加等雇用状態が悪化し家計所得が不安定になるにつれ結婚の延期及び出産の中止・放棄が増加

●保育・教育費等養育費用の負担が増加し、保育インフラの不足とともに妊娠・出産と関連した社会的支援も不十分な状態

- ◇既婚女性(20~44歳)の出産中断の理由のうち、子の保育・教育費負担が占める比率が29.8%に達する(「2005年度全国の結婚及び出産動向調査」、韓国保健社会研究院、2006)
- ◇保育施設は持続的に増加しているが、子を養育している家庭の多様な需要には及ばないのが実情
 - ・0~2歳の子女を保育施設に預けたいと希望する女性達が実際に保育施設を利用した比率は約30%で乳児保育施設がかなり不足
 - ・1人の子女を持った専門・事務職女性の19.8%が保育インフラ不足を理由に2人目の出産を忌避
- * 晩婚及び高齢出産、ストレスによる妊娠消耗率(流産)と不妊症が増加しており母性と乳幼児に対する体系的な健康管理支援制度が必要

●女性の経済・社会活動は増加しているが、これをバックアップできる家族の協力・両性平等の文化が定着できずにいる

- ◇結婚と出産が集中する年齢層での女性の経済活動参加率の増加
 - ・25~29歳女性の経済活動参加率が1995年の47.2%から2007年には65.4%に増加、30~34歳の場合も47.0%から52.0%に増加(統計庁、「経済活動人口年報」)
- ◇出産前後の休暇給与に対する社会的分担水準の拡大が必要
 - ・中小企業には産前産後休暇期間90日分に対する給与がすべて雇用保険から支給されるが、大企業の場合は30日分の給与だけを雇用保険が負担するので企業の負担が重いのが実情
- ◇育児休職時の給与水準が低く、休職中に企業が人員を活用するのが困難なため育児休職の利用度が低い
- ◇出産前後休暇利用者のうち育児休職を利用した人は36%水準(2007)

- ◇家族親和性的、両性平等的な職場文化が不足しているため出産前後の就業女性の経歴中断を減らす勤労環境が不備
- ◇既婚女性（20～44歳）の49.9%が第1子の出産前後に経歴中断を経験（「2005年度全国結婚及び出産動向調査」、韓国保健社会研究院、2006）

- 未来社会の主役である児童と青少年が身体的・精神的に安全で健康に成長できる社会システムの未整備

- ◇社会経済的な両極化の深刻化、家族解体の増加、児童虐待・暴力の増加等により児童と青少年の安全な成長を妨げる要因が急増
- ◇急激な生活変化により児童と青少年が有害な環境にさらされる事例が頻発しているが、児童と青少年が健康な社会人として成長できるように保護する全社会的な努力が不足

- 出産と養育に有利な環境を造成するために ①結婚・出産・養育に対する社会の責任の強化 ②仕事と家庭の両立及び家族親和的社会文化の造成 ③健全な未来世代の育成を主要な重点推進課題として選定

- ◇出産に対する個人や家族の意見を尊重し育児環境の改善を通して低出産・高齢社会に対応するため出産率回復政策を推進

- ① 結婚・出産・養育に対する社会の責任の強化

- ◇若い世代に結婚関連情報と教育を提供し新居準備支援等新婚夫婦の出発を支援することで晩婚化現象を緩和
- ◇子女を養育する家庭の経済的負担を軽減するために育児費用の直接支援、学童保育の大幅拡大等制度的支援策を樹立・施行
 - ・多子女家庭が経済的・社会的に安定した生活を送れるように多様なインセンティブを導入
- ◇国内での養子縁組が増加するように養子縁組をした家庭に対する支援を強化
- ◇国公立保育施設及び職場保育施設等育児支援施設の拡充、民間育児支援施設のサービス改善を支援する。質の管理を強化
 - ・親が勤労時間等職場環境に左右されることなく安心して子女を預けられるような利用者中心の多様なサービスの提供を拡大
- ◇母性及び乳幼児健康に対する支援を拡大することで健康で幸福な妊娠・出産環境を造成
 - ・母性と乳幼児に対する体系的な健康・栄養管理システムを構築
 - ・子女が欲しいが不妊で苦しんでいる家族のために不妊治療費用を支援
 - ・産後の母体の健康ケアと新生児の世話を支援し母体の健康回復と初期の育児負担を緩和